

青森県報

第二千九百十八号

平成二十年
四月九日
(水曜日)

目次

告 示

二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の 期日等……………	(市振興町 監理課)	一
旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工 事の完了……………	(都市計画課)	二
右 同……………	(同)	二
建設業者の許可の取消し……………	(東青地 県民局)	二
右 同……………	(同)	三
右 同……………	(中南地 県民局)	三
教育委員会……………		
青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序 を定める規程の一部を改正する訓令……………	(職員福利課)	三
労働委員会……………		
あつせん員候補者の氏名等……………	(事務局)	四

告

示

青森県告示第三百十七号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成二十年度第一次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十年四月一日から同年五月二日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
平成二十年五月十二日(日)	受付後に通知	位 置	名 称
		青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地
		三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地

青森県告示第三百十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量（地形図作成及び修正）

三 測量の期間

平成十九年十二月十一日から平成二十年三月六日まで

四 測量の地域

八戸市南郷区

青森県告示第三百十九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

幹線管渠

東津軽郡外ヶ浜町字平館野田山下三九の五地内から同字平館野田山下三〇の三地

内まで

三 工事の内容

幹線管渠

管路施設工事

四 工事の完了の日

平成十九年十一月二十二日

青森県告示第三百二十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定

によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

幹線管渠

東津軽郡外ヶ浜町字三厩中浜一地内から同字三厩本町一〇五地内

終末処理場

東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町二四九の一地内

三 工事の内容

幹線管渠

管路施設工事

終末処理場

場内整備工事及び汚泥処理設備工事

四 工事の完了の日

平成二十年三月十四日

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社常盤開発
- 二 代表者の氏名 相馬 一義
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字増館字若柳一三の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第九五七三号
- 五 取消年月日 平成二十年三月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成十九年八月七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青熱工業有限公司
- 二 代表者の氏名 赤坂 茂樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字山田三四三の四三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一〇〇二一〇号
- 五 取消年月日 平成二十年三月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年三月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 桑田建設
- 二 氏名 桑田 敏逸
- 三 主たる営業所の所在地 平川市唐竹母原七六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第四五九一号
- 五 取消年月日 平成二十年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令第十三号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月九日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。本則中「第十四条第四項」を「第十四条第三項」に、「名古屋淳」を「橋本都」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十年四月九日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職	業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士	
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士	
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授	
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授	
前田 みき	青森県労働委員会委員	

上野パティ	青森県労働委員会委員 UIセンセン同盟イオングループ労働組合連合会オールサンデー ユニオン中央執行副委員長
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長
竹山 美虎	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
葛西藤八郎	青森県労働委員会委員 弘前航空電子労働組合執行委員長
村田 剛一	青森県労働委員会委員 ㈱ほくとう監査役
北村真夕美	青森県労働委員会委員 ㈱青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子㈱代表取締役会長
小山内良一	青森県労働委員会委員 あおぎんリース㈱代表取締役社長
齊藤 敏郎	青森県労働委員会委員 ㈱青森県経営者協会専務理事
伊藤 盛一	青森県労働委員会事務局長
岩谷 純一	青森県労働委員会事務局次長
箱崎 吉行	青森県労働委員会事務局審査調整課長

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭